

(審査案件第91号)

答 申

第1 審査会の結論

長野県知事が行った「伊駒アルプスロードに関する一切の調査資料」等の非公開決定について、対象となった公文書につき、個人を識別しうる部分を除く、すべてが公開され、異議申立ての利益がなくなったことから、審査会では、原処分 of 妥当性を判断しない。

第2 異議申立て及びその後の経過

- 1 平成27年(2015年)6月16日、異議申立人は、長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号。以下「本件条例」という。)に基づき、「伊駒アルプスロードに関する一切の調査資料」を請求内容とする公文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- 2 平成27年6月30日、長野県知事(以下「本件実施機関」という。)は、本件請求に対して、「平成25年度県単調査(道路改良)事業に伴う調査業務委託(国)153号駒ヶ根市～伊那市～北割～青島(2)成果品」(以下「本件公文書」という。)との公文書を特定し、そのすべてを「環境影響評価法に基づく配慮書の作成に係る成果品であるが、未確定な情報が含まれるため、配慮書の公表前にこれを公開することは、当該事業の適正な遂行に著しい支障をおよぼすおそれがあるため」との理由で、公文書非公開決定(以下「本件決定」という。)を行い、異議申立人に通知した。
- 3 平成27年7月9日、異議申立人は、本件決定について、この取消しを求める旨の異議申立てを行った。
- 4 なお、平成27年10月29日、環境影響評価法(平成9年法律第81号)に基づく計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)が公表されたことに伴い、同年

11月10日、本件実施機関は、異議申立人に対し、本件公文書をすべて公開している。

第3 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が「異議申立書」、「異議申立理由一部訂正・補充書」、「意見書」及び「意見陳述書」で行った主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 大阪安威川ダム訴訟判決(大阪高判平成6年6月29日判タ811号97頁)によれば、行政責任を負わない外部の専門家に委託した調査報告書等は、専門的な知識、経験に基づく、客観的な判断や推論であるので、十分開示してよいはずである。
- 2 公開しない理由に書かれている理由だけでは、事務支障の理由附記として不十分であるし、その理由があるとしても、抽象的な表現ではなく、非公開とする部分をすべて記載し、それぞれ具体的な蓋然性をもった支障があることを記載すべきである。
- 3 本件決定における決定通知について、「別紙のとおり」とあるが、別紙が添付されていないので、長野県行政手続条例(平成8年条例第1号。以下「手続条例」という。)第9条違反である。

第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が「理由説明書」及び意見陳述で行った主な主張は、次のとおりである。

- 1 本件公文書は、配慮書の素案に相当するものであり、配慮書としては未確定な情報を含んでいるところ、この公開前に本件公文書を公開すると、配慮書の素案と配慮書の相違により、県民の間に誤解を招き、混乱を生じさせるおそれがある。
- 2 未確定な情報が含まれることを理由として記載しているだけでなく、そのような未確定な段階での公開が県民に対して誤解を生じさせ、環境影響評価に関する事務に対し多大な影響を与えることは容易に推測しうるといえるのであるから、理由附記としては十分である。
- 3 本件決定における通知をする際に、理由を記載した別紙を添付せずに送付して

しまっているが、ただちに別紙を異議申立人に送付したことにより、理由は示しており、もはや手続条例に違反している状態とはいえない。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

本件条例は、その第1条に定められているとおり、県民の知る権利を尊重し、公文書の公開請求権を保障するとともに、情報公開の総合的な推進を図ることで県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進に資することを目的に制定されたものである。本件条例の目的を実現するために、実施機関が保有する情報は原則公開とされており、条例の運用に当たってはこの理念が十分に尊重されなければならない。当審査会は、この基本的な考え方に沿って、以下判断するものである。

2 本件公文書について

(1) 伊駒アルプスロードについて

伊駒アルプスロードとは、駒ケ根市北の原の伊南バイパスと伊那市青島の伊那バイパスを結ぶ、延長11kmからなる国道153号線のバイパス道路で、伊那谷地域の混雑の解消、円滑で安全な交通の確保及び災害に強い道路網の構築を目的とした道路整備を計画するものである。

伊駒アルプスロード道路整備計画の中では、その駒ケ根市と伊那市を結ぶルート帯について、住民説明会や環境調査等を経て決定することとされていた。

(2) 配慮書について

配慮書とは、環境影響評価法に基づき、事業の早期段階における環境配慮を図るため、大規模な開発事業を実施しようとする者が、事業の位置・規模等の計画の立案段階において、環境の保全について適正な配慮をするべき事項について検討を行い、その結果をまとめた図書をいう。当該配慮手続は、事業の位置や規模等に関する複数案について比較検討を行うことにより、事業計画の検討の早期段階において、より柔軟な計画変更を可能とし、環境影響の一層の回避・低減が図られるなどの効果が期待されている。対象事業が周辺の自然環境、地域生活環境などに与える影響については、地域の特性を良く知っている住民、専門家、地方公共団体などの意見を取り入れるよう努めることとされている。

伊駒アルプスロード道路整備計画の中では、平成27年3月に配慮書の素案となる調査業務委託による成果品が作成され、それを基に検討が行われ、平成27年10月29日に配慮書が公開されている。

(3) 平成25年度県単調査（道路改良）事業に伴う調査業務委託成果品」について
本件公文書は、上記配慮書の作成の素案とするため、実施機関では、建設コンサルタント業者に対し、県単調査（道路改良）事業に伴う調査業務委託を行い、平成27年3月に成果品として報告を受けたものである。

本件公文書は、本編と資料編から構成される。

まず本編の内容として、①「業務概要」、②「現地踏査・資料収集」、③「計画段階環境調査の実施」、④「計画段階環境調査結果の作成」、⑤「方法書以降に反映する資料」となっている。今回の調査業務委託として行われた計画段階環境調査について、その方法や結果を記載したものである。

また資料編として、①「保全すべきものの図面」、②「保全すべきもののリスト」、③「根拠文献」、④「計画段階環境調査」、⑤「計画段階環境配慮（素案）」となっている。計画段階環境調査において根拠となった図面や文献、配慮書の素案を内容とする。

3 異議申立ての利益の存否

行政不服審査法に基づく異議申立てを用いるためには、当該不服審査による救済手段が採られることで、実効的な権利保護が可能になること、すなわち異議申立ての利益が存することが必要である。

審査会事務局をして確認したところによると、平成27年11月10日、実施機関は、配慮書が公開されたことに伴い、異議申立人に対して、個人情報に該当する部分を除き、本件対象公文書をすべて公開しているとのことであり、このことは異議申立人も認めるところである。また、異議申立人は、個人情報に該当することを理由とする非公開部分については争わないとしている。

そうすると、異議申立人が異議申立てを行った部分について、個人情報該当部分を除く本件対象公文書をすべて閲覧したことにより、その異議申立ての利益を失ったといわざるをえない。

その結果、条例第18条第1号の「不服申立てが不適法であり、却下するとき」に相当する状況に至ったといえ、実施機関においても、個人を識別しうる部分を除いた部分について、すべて公開する旨の変更決定をすれば足りるのであって、審査会に諮問する必要はなく、もはや本件決定について、審査会の判断は必要がないことになる。

したがって、審査会では、原処分の妥当性を判断しない。

4 付言

審査会の結論は以上のとおりであるが、「1 基本的な考え方」で示した本件条

例の目的を考慮し、以下の点を付言するものである。

(1) 配慮書の内容が未確定であることを理由に非公開とした点について

実施機関は、本件公文書は、配慮書の素案に相当するものであり、配慮書としては未確定な情報を含んでいるところ、配慮書の公開前に本件公文書を公開すると、配慮書の素案と配慮書の相違により、県民の間に誤解を招き、混乱を生じさせるおそれがあるとしている。

たしかに、配慮書の素案の段階において、未確定な情報が公開されると、最終判断でないにもかかわらず、閲覧をした各自の推測により、本件伊駒アルプスロードのルート帯決定における最終判断とみなされてしまう可能性も考えられるところである。

しかし、本件公文書は、建設技術を中心とした開発・防災・環境保護等に関して、計画・調査・設計業務を中心にコンサルティングを行う建設コンサルタント業者により作成された調査委託に基づく成果品であって、それ自体は、専門家が調査した自然界の客観的、科学的な事実、及びこれについての客観的、科学的な分析であると推認されるのであり、その情報自体において、伊駒アルプスロードに関する配慮書との相違により、県民の間に誤解を招き、混乱を生じさせるとは考えられない。また、その本件公文書は、調査業務委託に伴う成果品であって、それ自体としては完結したものであって、そのことを前提にして評価されるべきものである（類似案件である大阪安威川ダム訴訟（平成6年6月29日判タ811号97頁）に同旨）。

したがって、本件公文書が配慮書の素案に相当し、配慮書としては未確定な情報を含んでいることをもって、県民の間に誤解を招き、混乱を生じさせるとはいえない。

また、仮に県民の間に誤解を生じさせる可能性が認められたとしても、実施機関の側で、公開決定の際に、本件公文書は調査委託に伴う成果品そのものであって、配慮書そのものではない旨を留保して説明するなどすれば足り、そのような誤解を生じることのみをもって、非公開とする判断は妥当とはいえない。

以上から、本件公文書について、配慮書の内容が未確定であることを理由に非公開とした点については妥当とはいえない。

(2) 決定通知に理由を記載した別紙を添付せずに送付した点について

手続条例第9条第1項は、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。」とし、同条第2項において、「前項に規定する処分を書面とするときは、同項本文の理由は、書面により示さなければならない。」としている。

この理由付記の制度は、処分庁の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨から設けられている。公文書の全部又は一部を公開しないときに、理由の提示を求める条例第11条第3項も同趣旨である。

たしかに、異議申立人が主張するとおり、本件決定を通知する際に、理由が記載された別紙が送付されていない点においては、条例第11条第3項及び手続条例第9条第1項に定める義務を果たしたとはいえない。

しかし、実施機関は、当該別紙をただちに異議申立人に送付しており、そのことは異議申立人も認めるところであるのだから、もはや上記義務違反の状態は治癒されており、その点に瑕疵があるとはいえない。

もともと、上記理由の提示の趣旨からすれば、理由が記載された別紙が確実に送付されるように高度の注意を図り、適切に処理すべきであったといえる。

上記の点から、実施機関の本事案における対応は妥当ではない。今後は対象となる公文書の性質等を詳細かつ具体的に検討し、適切に公開決定等の対応をしよう求める。

5 結論

以上のとおりであるから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

平成27年（2015年）	7月23日	諮問
	7月29日	審議
	7月30日	異議申立人からの「一部訂正・補充書」受領
	8月19日	本件実施機関からの「理由説明書」受領
	8月31日	審議
	9月30日	異議申立人からの「意見書」受領
	10月21日	審議
平成28年（2016年）	12月14日	審議
	2月12日	審議
	3月25日	審議
	5月2日	異議申立人からの「意見陳述書」受領
	5月17日	審議
	6月23日	審議終結